別紙３

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

高知県知事　濵田　省司　様

申請者　　　所在地

　　　　　　法人名称

施設名称

代表者の役職

代表者の氏名

私は、高知県宿泊施設デジタル化等支援事業費補助金の申請を行うにあたり、下記の内容について、すべて誓約します。

この誓約書の内容と事実が反することが判明した場合には、当該事実に関して高知県が行う

一切の措置に対して異議の申立てを行いません。

記

※誓約事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 高知県宿泊施設デジタル化等支援事業費補助金の補助目的に沿った事業を実施するとともに、申請要件を全て満たしています。 |  |
| 申請者本人が、補助事業に係る必要な許認可等を有しており、証明書類を添付しています。 |  |
| 国、県、市町村等の他の補助金や委託料（指定管理料を含む）により、本事業の補助対象経費と重複して支給の対象となっているものはありません。  また、このことに関して、県の補助事業所管課が国や市町村等に対して照会（補助金支給の有無に関する情報の共有）することに同意します。 |  |
| 高知県に対する税外未収金債務の滞納はありません。  また、このことに関して、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会（個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）することに同意します。 |  |
| 補助対象となっている物品の調達や工事の見積書作成・契約に際し、不正はありません。  取得財産や経理等関係書類については、補助金交付要綱や申請要領等に基づき適切に整備保管・管理します。 |  |
| 申請内容に虚偽や不正が判明した場合は、補助金の返還及び加算金の支払いに応じます。  また、事業者名、対象施設名等の情報を公表されることに同意します。 |  |
| 高知県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じます。 |  |
| 補助金交付要綱や交付申請要領等に記載のない事項については、県からの指示に従います。 |  |
| 補助事業により取得した財産を補助事業の目的以外に使用しません。 |  |
| 取得価格が50万円以上の取得財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に財産処分承認申請書を提出し、知事の承認を受けてから行います。 |  |